## 2月1日(水)~3|住民税の申告期間 |日(水)~3月1日(火)です。税の申告期間は、

# -申告書は自分で書いて早めに提出しましょう―

切なものです。忘れずに、正しい申告をお願いします。(※収入のない方も申告は必要です。ご注意願います。) 申告は市民の義務であるとともに、各種税証明及び国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎となる大 下記「申告相談日程表」のとおり、申告相談を行いますので、ご利用ください。

いただくようご協力をお願いします。 多くの方にお待ちいただくことなく申告相談を行うため、事前に帳簿や領収書の集計をしてお越し

また、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方は、直接税務署に相談されるようお願いします。

## 申告の必要ない方

②公的年金のみの方 ※ただし、総支給額が、65歳未満 じ)のみの方で年末調整が適正に やパート収入も含みます。 ①給与所得(給与にはアル 以下同 ハバイト

③前年中に所得がなく、 所得控除を申告すると有利にな の方で98万円を超える方、65歳 る場合があります。 以上で228万円を超える方 扶養親族や社会保険料等の 市内居住

の家族の扶養になっている方

⑦収入がない場合でも、前記 ⑥医療費控除を受ける方(所得税 の場合は、 住宅借入金特別控除を受ける方 療費の支払いがある方)や初めて のある方で、年間10万円以上の医 いない方 方は申告が必要になります。(こ 「申告の必要ない方」に該当しない 電話でも結構です。)

ら給与支払報告書の提出がされて ③給与所得のみの方で、勤務先か

◆還付申告の方は、 在学証明書 ◆学生の方は、 者手帳、療育手帳または証明書 ◆障害者控除をうける方は、 成しておいてください。) 学生証明書または 本人名義の預

(医療費については必ず明細を作

問合先 税務課

⑤市内居住の家族の扶養になって ④平成16年中に退職した方 金口座番号の控え 補てんされた金額がわかるもの 損害保険料などの支払証明書 ◆医療費の領収書、保険金などで ◆生命保険料・個人年金保険料

市民税担当

◎小規模事業者のための税理士 による確定申告無料相談 催 東京地方税理士会大月支部 主 日 時 2月17日(木)

◆平成16年中の所得のわかるもの

②給与の他に所得のある方や給与 利子所得及び雑所得のあった方 の事業)、配当所得、不動産所得 ①事業所得(営業・農業・その他

②営業所得者・不動産所得者は

収支内訳書など

日給・年間支払額等)

は事業主の証明書(働いた日数・ ①給与所得者は、源泉徴収票また 方は申告が必要になります。 年1月1日現在市内に住所のある

右記に該当しない方で、平成17

申告が必要な方

いただくもの 申告のときにお持ち

を2カ所以上から受けている方

午前10~正午/午後1~3時 市役所2階 第一会議室 ◆相談にお越しになる際には、計 算器具、筆記用具などを ださい。

平成16年度 所得税・住民税申告相談日程表								
	地区	対象地区	期日	申告会場及び 受付時間	地区	対象地区	期日	申告会場及び 受付時間
	盛里	盛里地区	2月 16日(水)	盛里地域コミュニティセンター (午前9時30分~ 午後4時)	下谷・ 三吉	下谷1~4・下谷(羽根子を除く)・引の田・上戸沢・ 下戸沢・玉川・サンタウ	3月 1日(火)	いきいきプラザ都留 (午前9時30分~ 午後4時)
	宝	金井・中津森・厚原・ 平栗・加畑・サンタウ ン平栗	17日(木)	宝地域コミュニティセンター (午前9時30分~ 午後4時)		ン玉川 法能・宮原・住吉・ 日の出・中野団地	2日(水)	
			18日(金)		開地	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3日(木)	市役所税務課
		サンタウン宝	10 [4 (32.)		田原	田原1~4・上谷	4日(金)	(午前8時30分~
		田野倉・大原・田野倉団地	21日(月)	禾生地域コミュニティセンター	上谷	上谷1~6	7日(月)	午後5時)
	禾生	四日市場・月見ケ丘・ 富士見台・川茂・小形山	22日(火)	(午前9時30分~ 午後4時)	中央・ つる	中央1~4・つる1~2	8日(火)	
		古川渡・井倉・九鬼団地・ 井倉団地・サンタウン井倉	23日(水)		つる・ 羽根子	つる3~5・羽根子	9日(水)	
		鹿留(宮下・沖・古渡)	24日(木)	東桂地域コミュニティセンター	全地区	市内全域	10日(木)	
	<del></del> ++	十日市場・蒼竜峡団地・	25日(金)	(午前9時30分~		(指定日に申告をして	11日(金)	
	東桂	境	20日(並)	午後4時)		いない方)	14日(月)	
		桂町・上夏狩・下夏狩	28日(月)				15日(火)	

※指定日時にご都合の悪い方を対象に、3月3日(木)から14日(月)の間(土・日を除く)は、午後7時まで市役所税務課 にて相談に応じます。